

令和八年度 社会科学部

後期日程 小論文

〔注意〕

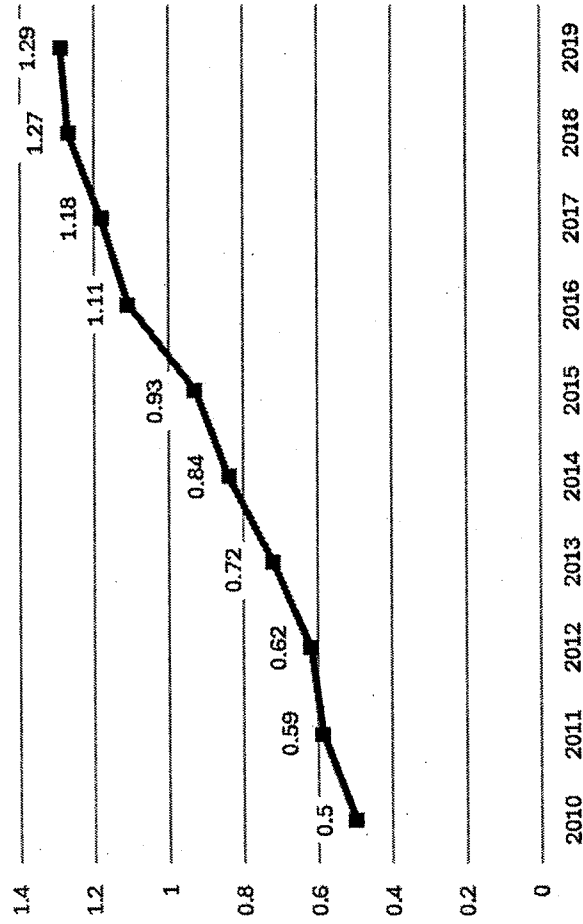
- 1 机上に受験票を提示しておくこと。
- 2 監督者の指示があるまで、この冊子を開いてはいけない。
- 3 解答は必ず別紙の解答用紙の指定された箇所縦書きで記入すること。
- 4 解答用紙すべてに受験番号・氏名を必ず記入すること。
受験番号・氏名が記載されていない答案は無効となる場合がある。
- 5 この冊子の問題は全一〇ページ、解答用紙は三枚からなっている。
- 6 この冊子のうち、落丁・乱丁及び印刷不鮮明な箇所があれば、手を挙げて申し出ること。
- 7 字数制限のある解答では、句読点やカッコ、数字はそれぞれ一字として数える。
- 8 満点は四〇〇点である。
- 9 試験開始後六〇分を経過しないと退室できない。また、試験終了前一〇分間は退室できない。
退室するときは、手を挙げて申し出た上で、試験監督者の指示に従うこと。
なお、解答用紙は机の上に置き、その上に試験監督者が配付する用紙を重ね、問題冊子と下書き用紙は持ち帰ること。
- 10 解答用紙は持ち帰ってはいけない。
- 11 問題と下書き用紙は持ち帰ること。

令和8年度 後期日程 社会科学部
小論文 正誤表

問題番号 二 4ページ 図1 2016年の値

誤：1.19

正：1.11



— 次の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

（著作権の関係で不掲載）

(著作権の関係で不掲載)

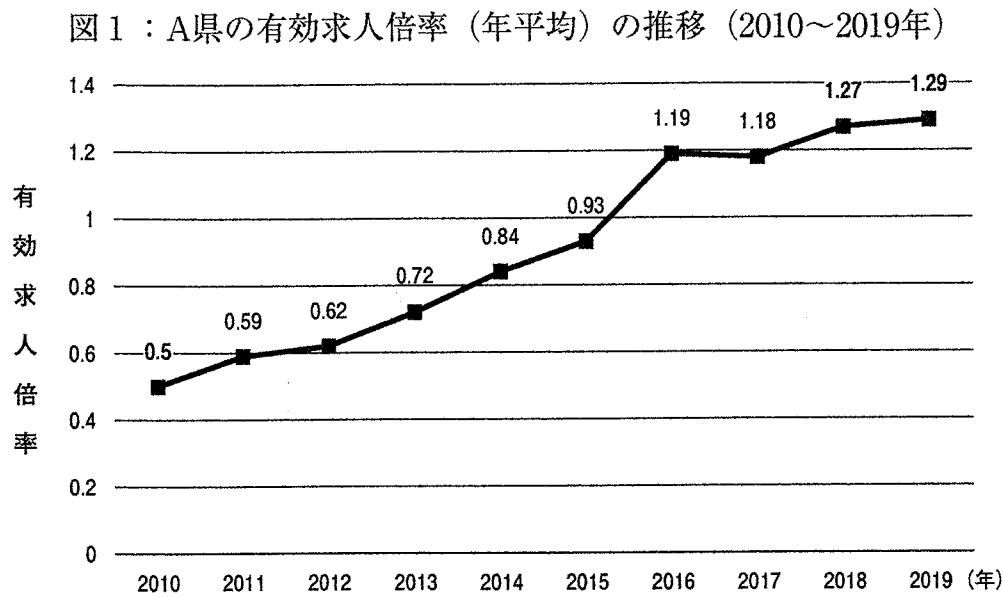
(著作権の関係で不掲載)

(出典) 中澤渉『日本の公教育』中公新書、二〇一八年。

ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

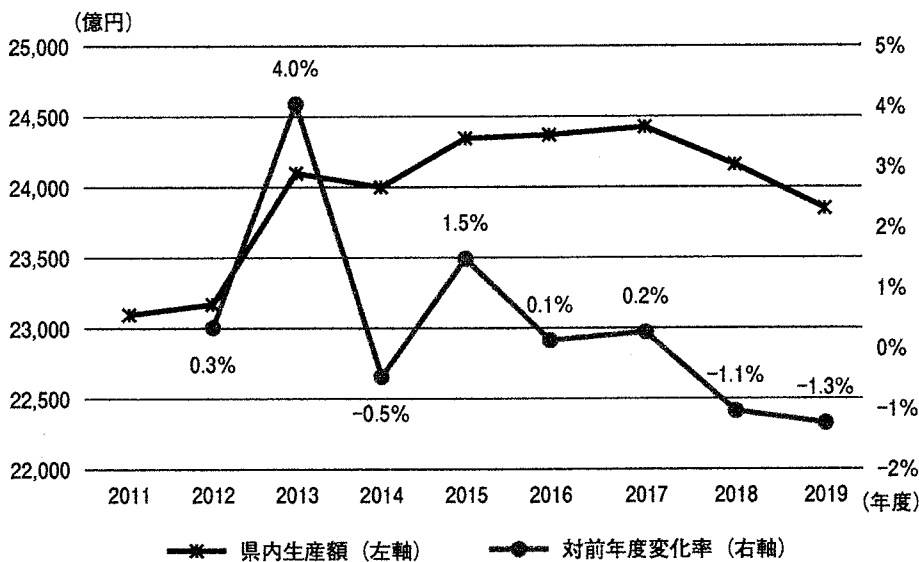
問 現代の学校教育における「ルースな統制」と「タイトな統制」は、どのようにあるべきだと考えますか。筆者の見解を整理したうえで、あなたの考えを述べなさい。(九〇〇字以内)

〔一三〇点〕



出典：厚生労働省（2025）「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」より作成。

図2：A県の県内生産額の推移と対前年度変化率（2011～2019年度）



*注 県内生産額とは、ある県において1年間に生産された付加価値の合計額である。各都道府県の経済活動の規模を示していると考えてよい。

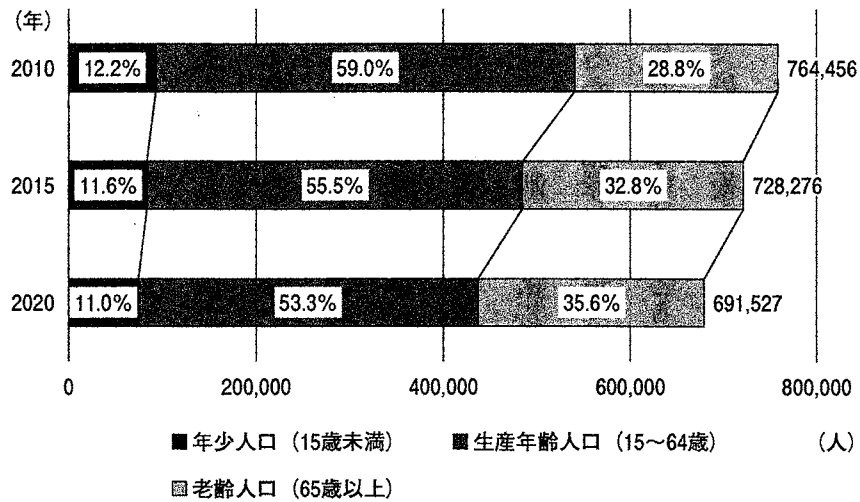
出典：内閣府（2024）「県民経済計算（平成23年度 - 令和3年度）」より作成。

二 日本の地方圏の多くの地域では、二〇一〇年代に有効求人倍率が大きく伸びました。有効求人倍率とは、有効求人数を有効求職者数で割った値であり、求職者一人に対して何件の求人が存在するかを示す指標です。日本の地方圏に立地するA県の社会経済情勢に関する各図表のデータを踏まえ、A県を筆頭に地方圏の有効求人倍率が伸びた社会的・経済的理由について考察しなさい。

〔八〇〇字以内〕

〔二三〇点〕

図3：A県の総人口と人口構成の推移（2010～2020年）



*注 右端の数値は総人口、パーセンテージは総人口に占める各年齢層のシェア率を示している。シェア率は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

出典：総務省（2023）「国勢調査 時系列データ」より作成。

表1：A県の就業者数の推移（2010～2020年）

産業分類	就業者数（人）			2010-2020年 変化量
	2010年	2015年	2020年	
農林漁業	40,623	36,923	31,512	-9,111
建設業	27,855	26,321	25,056	-2,799
製造業	28,989	27,031	25,407	-3,582
運輸・郵便・情報通信業	17,039	14,742	14,570	-2,469
商業（卸売業・小売業）	56,793	50,345	46,680	-10,113
金融・保険・不動産業	11,618	11,034	10,385	-1,233
宿泊・飲食業	20,293	18,595	17,244	-3,049
教育・学習支援業	16,801	16,388	16,664	-137
医療・福祉（介護サービスなど）	50,132	54,377	55,153	5,021
その他サービス業	39,566	39,615	38,849	-717
公務（他に分類されるものを除く）	15,166	15,459	15,808	642
上記以外の産業（分類不明含む）	10,900	12,578	11,237	337
総数	335,775	323,408	308,565	-27,210

出典：総務省（2023）「国勢調査 時系列データ」より作成。

三 次の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(出典) 小坂井敏晶『人が人を裁くということ』岩波新書、二〇一一年。
ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

問一 著者は傍線部（ア）で「実は裁き自体が犯罪行為なのだ」と述べていますが、それは裁判制度のどのような特性を言っていますか。本文の内容に即して説明しなさい。

〔三〇〇字以内〕

〔四〇点〕

問二 傍線部（イ）にある、民主主義社会における「異質性・多様性の存在意義」について、あなたはどうか考えますか。著者の見解も踏まえながら、とくに現代の日本や世界における「異質性・多様性の存在意義」について、あなたの意見を述べなさい。（七〇〇字以内）

〔二〇〇点〕